平成２１年（フ）第２１９号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1148番地25
債務者　佐藤　榮子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２２６号
宮崎県延岡市浜町554番地２
債務者　黒木　幸恵
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１５９号
宮城県石巻市双葉町５番63―２号
債務者　広瀬　宏美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第２８９号
山口県下関市東観音町11番10号
債務者　福光　作雄
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１５５号
富山市藤木新町12番地８
債務者　ＴＫエンジニアことあゆみ右脳教室こと　永川　智也
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８１号
富山市吉作40番地12　雇用促進住宅２棟407号
債務者　温井　政子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１８号
神奈川県横須賀市船越町１丁目45番地９　グラン・ベルデ502
債務者　松村　英樹
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２１９号
神奈川県横須賀市船越町６丁目16番地55　日神パレステージ横須賀田浦606
債務者　郡　まり子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１９３号
神奈川県三浦市三崎町小網代42番地　石井マンション203
債務者　浅野　良明
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１９５号
神奈川県横須賀市ハイランド４丁目34番６号
債務者　大井　信吾
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第６３号
熊本県玉名郡南関町大字上坂下2261番地２
債務者　川口　善貴
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第７８号
熊本県荒尾市万田1195番地６
債務者　木下　妙子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第８１号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲209番地17　梅田ハイツ202号
債務者　宮川修吏朗
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第８２号
熊本県荒尾市八幡台３丁目10番９号
債務者　末竹　重続
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第３１９号
名古屋市中川区八熊１丁目９番20号　メゾン大成301、住民票上の住所名古屋市昭和区南分町６丁目14番地
債務者　市村　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５９９号
熊本県菊池市泗水町永3264番地２　チェリーハイツⅡ泗水106号
債務者　沼川　美幸
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６３５号
熊本県宇土市住吉町2203番地１
債務者　粟根　　等
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６４６号
熊本市春日７丁目２番53号
債務者　石﨑冨士代
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで　熊本地方裁判所民事第１部